

境港管理組合建設工事等の入札制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 境港管理組合（以下「管理組合」という。）の発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事をいう。）、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の入札制度に関しては、境港管理組合会計規則によるほか、この要綱に定めるところによる。

(基本方針)

第2条 工事等の入札の執行に当たっては、大手業者のみに偏重することなく、善良な中小企業の育成に留意するものとする。

2 工事等の入札に当たっては、境港管理組合建設工事等の入札制度に関する規則に定める建設工事入札参加資格を有する者及び境港管理組合測量等業務入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）の中から選定するものとする。

(入札方式等)

第3条 鳥取県内において発注する対象建設工事等については「鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則第4章（第19条第1項第6号、第25条、第26条第2項及び第27条但し書きを除く。）」、島根県内において発注する対象建設工事等については、「島根県建設工事等入札執行要領」、「島根県建設工事一般競争入札執行要領」及び「島根県建設工事簡易型一般競争入札執行要領」の例によるものとする。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 特に緊急を要する場合
- (2) 特別の技術を必要とする場合
- (3) 特別の機械を必要とする場合
- (4) その他特別の理由のある場合

附 則

1. この要綱は、平成19年10月26日から施行する。
2. 平成18年12月1日付「境港管理組合建設工事指名業者選定要綱」「境港管理組合測量等指名業者選定要綱」はこれを廃止する。
3. 平成19年8月3日付「境港管理組合建設工事等の入札制度に関する要綱」はこれを廃止する。

附 則

1. この要綱は、平成20年1月23日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成28年4月1日から施行する。